

## 議 事 録

作成年月日

2013年10月19日

日 時	2013年10月19日(土) 13:30~17:00	作成者	承認
場 所	TKP博多駅筑紫口会議室 カンファレンスルーム	片山	岩本、稲垣、柳沢
出席者	岩本力(会長)、稲垣照聡(副会長)、柳沢宏和(副会長)、川野岳大(ACP Representative補佐)、小松平孝弘、本多海太郎、飯塚良雄、長勢直美、高橋昌司、清水則吉(代理出席)、今野隼人(代理出席)、澤田伸子、鈴木賢一、金井良樹、安田正広、加藤孝、井出和之、戸所信行、寺田芳文、東清武(代理出席)(以上理事・議決権保有者)、長友仁孝、石川文博、大谷寿朗(以上理事・議決権なし)、伊藤仁人(会計監査)		
	小倉清(認定記録担当)、菅田大助(問い合わせ窓口)、片山隆(議事録作成)		
	木宮晴代、井手マヤ、吉井康介、永利理恵、倉林いずみ(以上傍聴人)		
議題	竹内繁雄(SE)、岡松珠美(行政書士)		
議題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 社団法人化における定款及び規約について</li> <li>2. 2014年のAJの保険について</li> <li>3. 正会員及び準会員の入会金の金額及び会費</li> <li>4. 正会員の入会認可方法(社員の総意か理事または理事長一任)</li> <li>5. BRM参加費の上限の決定</li> <li>6. スタート・クローズ時刻をACPの規定通りの一時間後に戻す</li> <li>7. 北海道1200kのAJからの補てんするか否か</li> <li>8. SR600のコースについて</li> <li>9. AJによる震災復興への取り組みについて(R宮城代表:鈴木)</li> <li>10. 2014開催コースのACP申請について報告</li> <li>11. 会計報告</li> </ol>		

### 〈議題内容〉

#### 1) 社団法人化における定款及び規約について

- ・ AJを運営する上で会長はAJ及びACPに対して責任がある。もし法人に対して損害を与えた場合や第三者に対して損害を与えた場合、会長個人ではそれを受けられない。
- ・ AJを法的に権利能力が認められる法人化をする必要がある。

- ・ 一般社団法人と公益法人についての説明(岡松)
- ・ 社団法人設立の一連の流れを説明(岡松)
- ・ 定款の目的に「ブルベ」という言葉は入れられないのか(岩本)
- ・ 一般社団法人と公益法人についての説明(岡松)
- ・ 定款の目的に現AJ会則の第3条の目的を入れて欲しいとの要望があったが、定款は、社団法人の組織のあり方を定める根本ルールであり、定款を読むのは、公証人、法務局の登記官、銀行関係者、国税関係者など。会則には「ブルベ」「BRM」という専門的な言葉が使われているので、公証人及び登記官から注釈の付加等の注文が入る可能性がある。ブルベに関しては規約に盛り込んだ方が良い(岡松)

#### 第1条(名称)について

- ・ オダックスジャパンの名称について。「オダックス」と「ジャパン」の間に中黒・を入れて「一般社団法人 オダックス・ジャパン」とする。略称をAJとする。

**結論-異議無し**

### 第2条(事務所)の2について

- ・「主催クラブ支部」とあるが、「支部」とすると上下関係となるので「支部」はいらないのではないか。(本多)
- ・この第2条の2はなくても問題はない。(岡松行政書士)

**結論-第2条の2は削除で異議なし**

### 第3条(目的)について

- ・「BRM」を入れるとなるとフレッシュを開催しているので問題はあるが、「レースではない」という文言があった方がよい。(本多)

**結論-「レースではない」という文言を入れることで異議なし**

- ・「ACP及びRMに加盟」とあるが、ACPは加盟というのはないのでおかしい。(本多)

**結論-後日MLで流すことで異議なし**

### 第4条(事業)について

- ・ジャージを作ったりすることは、「収益事業」とみなされるので入れません。(岩本)
- ・4項「自転車安全講習会の企画開催事業」とは何か(本多)
- ・4項は公益法人設立を見越してこの文言を入れている(岡松行政書士)

### 第5条(法人の構成員)について

- ・準会員を残しているのは決定ではない。将来AJ会員を募集することになった時に定款を変更する必要があり大変手間もかかる。それを想定した規定です。(岩本)
- ・準会員とは何ですか(加藤)
- ・11条に「社員総会は正社員をもって開催する」と記載があるので準会員は議決権を持たないということになります。現AJ会員というイメージです。(岩本)。
- ・正会員と準会員との関係がわかりにくい。役員が今いる人だけで変わらなければよいが、将来役員が変わることを考慮すると11条や15条を参照しなければならないという分かり難さがありはしないか。(加藤)

**結論-採決の結果「準会員」の規定は残す。**

- 
- ・会費についてこの定款の内容で良いのか。(鈴木)
  - ・規約で具体的に会費の内容を記載すれば良い(岡松行政書士)
  - ・第5条(1)(2)の正会員と準会員の項目の末尾の「20歳以上の個人及び法人」の「法人」には以前「団体」としていたが、「法人」となると現主催クラブは入れないのではないか。(柳沢)
  - ・この「法人」には「人格なき社団」として任意団体としての主催クラブが入ります。(岡松行政書士)

### 第6条(入会)について

- ・2項の「別に定める基準」というのはAJ規約の事です。従って入会はAJ規約に基づいて理事会でその可否を決定する事になります。(岩本)
- ・入会を社員総会の決定とすることはできないか。(本多)
- ・基本的にこれは理事会の権限です。(岡松行政書士)

- ・ 責任は最終的に理事会が負うということなのです。(岩本)
- ・ 社員総会で可決したが理事会で否決することはあるか。(本多)
- ・ それはあり得る。理事会で多数決となります。(岩本)
- ・ ここで言う正会員は主催クラブの会員なので顔が見えている人なので、極端に応募が多いとか変な人が入ってくるというのは考えにくい。(柳沢)

**結論-異議なし**

#### **第7条(会費等)について**

- ・ 「別に定める額」の「別に定める」というのは規約です。

**結論-異議なし**

#### **第8条～第11条**

**異議無し**

#### **第12条(開催)について**

- ・ 「事業年度」を1～12月とすると、3月に総会となると個人的な仕事にも影響してきつい。事業計画は9月から立てられるので、「事業年度」をずらすことは出来ないか。(柳沢)
- ・ メダルの集計ができないので難しい。(岩本)
- ・ 決算を10月にずらして総会を12月にすればよいのではないか。事業計画については見込みで良いのではないか。(加藤)
- ・ 決算がずれるのはどうか。見込みとなると正確な収支が出ないので処理が合わない。(岩本)
- ・ 法人として金の流れはクリアでなくてはならない。だとすると法人としては1～12月決算の方が望ましい。しかしそれでは我々のブルベ主催を考えると負担がある。このどっちを取るかの問題。(柳沢)
- ・ 本来、定例理事会は、決算報告と事業計画を行うのだが、決算報告ではMLで行い集まらない方法を考えるのはどうか。(岩本)
- ・ それは可能だと思う。(岡松行政書士)
- ・ ブルベ開催を11月から始めたらどうか。(清水)
- ・ やはりメダルの集計ができないので難しい。(岩本)
- ・ 11月から行うのは例外であり、原則は1～10月である。(柳沢)
- ・ やはり11月か12月頃にならないと一年が終わった気にならない。(加藤)

**結論-うまい方法を考える。(岩本)**

#### **第13条(招集)について**

- ・ 1行目に「理事長が招集する」となってるが「会長が招集する」ではないか。(鈴木)

**結論-「会長が招集する」に訂正します。(岩本)**

- 
- ・ 4項の「開会日の1週間前までに通知」とあるが、前は2週間だったがどうか。(本多)

**結論-採決を取り「2週間」に訂正。**

## 第14条

異議無し

## 第15条(議決権)について

- ・ 議決権の委任について決めなくてよいのか。(川野)
- ・ 16条3項に代理人は正会員でなくてはならないとなっている。(岡松行政書士)
- ・ 代理人は出席しても議決権の委任はできないということか。(柳沢)
- ・ 団体としての代表の場合かどうか。(戸所)
- ・ 団体としての代表であろうが副代表であろうが代理であれば問題ない。(岡松行政書士)
- ・ 団体の場合、誰が理事となるのか。(柳沢)
- ・ 団体の場合は人間が変わるが団体の正会員は法人が良い。
- ・ 岡山は代表と副代表の二人しかいないが、団体に変わらないのか。(澤田)
- ・ 正会員を法人としていれば、どちらでもかまわない。(岩本)
- ・ 例えば、社団法人の代表として銀行の頭取などが出ているが、その頭取が理事になるのか。(戸所)
- ・ 違います。あくまで団体が理事となります。(岡松行政書士)
- ・ 18条及び19条には理事(役員)はクラブの代表又は会員とは書いてないがどうなのか。(本多)
- ・ 団体が理事となると責任の所在が不明確になるのではないか。(柳沢)
- ・ 理事(会長・副会長)については個人名とした方が良い。(本多)

**結論-議決権は法人としてのクラブの委任ができるが、会長及び副会長は個人でないならない」という規定をAJ規約に記載することにする。**

## 第16条(決議)について

- ・ 「社員総会の決議は理事会の決議に優先する。」という文言は入れなくても良いのか。(本多)
- ・ 法人法の中で社員総会が最高意思決定機関である。ということが規定してあるが、それでも入れておきたい場合は11条の(構成)の所に入れることが可能です

**結論-11条の(構成)の所に「社員総会が最高意思決定機関」という文言を入れる。**

- 
- ・ 23条は、「理事及び監事(役員)は、会員総会の決議によって解任することができる。」となっているが16条2項の規定では会員の除名及び監事の解任について「総正会員の三分の二以上の多数をもって行う。」となっている。これは役員は敢えて区別してあるのか。(鈴木)
  - ・ そうです。(岡松行政書士)
  - ・ 会員の除名の規定及び定款の変更、解散の規定が第16条と第16条2項でダブって規定されているがどうか。(戸所)
  - ・ 第16条2項の各項目の規定は、「前項の規定にかかわらず」とあり第16条の決議事項の中でも厳しい条件での特別決議事項という意味です。(岡松行政書士)
  - ・ 第16条(3)に「役員を選任及び辞任」とあるがこれは解任ではないのか。(戸所)
  - ・ これは「辞任」が良いです。会員は勝手にやめられるが、役員は簡単には辞められないという規定です。(岡松行政書士)

## 第17条

異議無し

## 第18条(役員の設定)について

- ・ 第18条1項では3名以上と言うのは法律で決まっている。問題は20名以内とある件。確かに多いかもしれない。その都度規約で決めれば良い。(岩本)
- ・ 5~6人で良いのではないか。(加藤)
- ・ 会長が招集した会員総会の決議によって、今いる理事の中から次の会長、副会長を選ぶことを考えると、新しい会長、副会長は既に理事になってなくてはならない。従って、最低でも予め理事は6名は必要ではないか。(柳沢)

**結論-理事数は10人にしておく。監事はあらためて1名選ぶこととする。**

## 第19条(役員を選任)について

- ・ 第19条で理事は会員総会の決議によって選任される。第19条2項で会長、副会長は、理事会の決議によって、理事の中から選考する。とあるが、これがAJ規約では会長、副会長は会員総会で決めることになっている。これは問題ないか。(岩本)
- ・ 定款とAJ規約とが矛盾しているように思えるが問題ないか。(加藤)
- ・ 事後的に会員総会でチェックが入るという理解で良いのではないか。(鈴木)
- ・ 定款とAJ規約とは矛盾してはならない。会員総会で理事を選ぶことになっており、その選ばれた理事の中から会長、副会長が決まることになるので問題ない。(岡松行政書士)

## 第20条～第22条

異議無し

## 第23条(役員解任)について

- ・ 役員解任の決議数は。(加藤)
- ・ 普通決議なので過半数だが、規約で特別決議にすることも可能。(岡松行政書士)

## 第24条～31条

異議無し

## 第32条(事業年度)について

- ・ 事業年度は規定どおり1月1日から12月31日とします。

**結論-異議なし。**

## 第33条(事業計画書及び収支予算書)について

- ・ 「理事長が作成」の文面を「会長が作成」に訂正する。
- ・ 「事業計画書、収支予算書は、理事会の承認を受けなければならない。」とあるが理事だけの承認ではなく、これを「会員総会の承認を受けなければならない。」とする方が良いのではないか。(本多)

- ・ 34条に事業報告、決算については会員総会の承認を得なければならないが、事業計画書、収支予算書については理事会のみの承認で良いでしょう。(岩本)

**結論-異議なし。**

#### 第34条～39条

**異議無し**

#### 第40条(公告の方法)について

- ・ 公告の方法については、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示としているが、ホームページに載せることも官報に載せることもできます。(岡松行政書士)

#### 第41条～第42条

**異議無し**

#### その他

- ・ MLでの議論の位置づけは。社員総会でどう反映するのか。どう終着するのか。(清水)
- ・ 本来MLではなく集まって議論して決着すべきが原則です。それを納得してML上で議論している。(岩本)

**結論-後時間が残ったら考える。**

-----

- ・ 法人の事務所は変わるのか。(井出)
- ・ 法人の事務所を福岡にずっと置くこともできる。(岡松行政書士)
- ・ 税金関係はどうなるのか。(岩本)
- ・ この事務所の所在地にかかってくる。(岡松行政書士)
- ・ 4年に一度定款変えるときに変えざるをえない。(加藤)
- ・ 例えば、次期会長が北海道になった場合も公証人の認証は必要か。(岩本)
- ・ 公証人の認証は必要ではありません。(岡松行政書士)
- ・ では、定款を変えるつもりがあるならば登記を変えればいい。(岩本)
- ・ では定款はこれで行きます。(岩本)

**結論-会則を元にしてこの定款に沿って新たに規約を作りMLで流す。**

#### 〈議題内容〉

##### 2) 2014年のAJ保険について

- ・ AJ会員の保険を止める。
- ・ BRM参加に必要な第三者賠償責任保険は参加者各自が責任をもって加入する。
- ・ 万が一参加者が事故を起こし、その賠償責任がAJに及んだ場合はその参加者の認定取り消し及び以後のBRMへの参加を認めない。

- ・参加者に対して自己責任での保険加入を義務付けますよとしているが、その金額をいくらにするか。今決めてよいのか。(柳沢)
- ・決められるなら決めましょう。(岩本)
- ・JCAの基準に合わせて岩本さんは5000万と言ってたが、各クラブでバラバラになるのは良くない。1億でAJとして統一して欲しい。(柳沢)
- ・何故5000万としたいかと言うと、今まではスポット保険があったので参加者が保険に入らなくてよかったが、今度からは自己責任での保険加入しないと参加できない。(岩本)
- ・例えば、5000万の保険に入っていたが、第三者からの賠償要求金額が7000万だった。その際、参加者が賠償しきれなかったので、主催者やAJに賠償責任が及ぶ場合、以後日本国内のBRMIには参加出来ないのか。(柳沢)
- ・そうです。個人の保険では賠償できずAJや主催者に賠償責任が及ぶ場合、以後日本国内のBRMIには参加出来ません。(岩本)
- ・それで認定取り消し及び以後のBRM参加を認めないのか。賠償金額9000万の判例もあるので1億に上げた方がよいのではないかというのが埼玉の意見。(清水)
- ・1億にすると全員1億にしないと参加できないことになる。(岩本)
- ・もし心配な人は自己責任での保険を5000万以上に入ればよい。(高橋)
- ・例えば、参加者が1億の保険に入ってたが2億の請求が来てAJや主催者に賠償責任が及ぶ場合、AJの規定以上の1億の保険に入っていたのに認定取り消しになるのか。(小倉)
- ・その人がいくら保険に入っていようと5000万以上の保険に入れば参加を受け付けるが、事故した場合の責任は本人が見るのであってAJは関係ない。(岩本)
- ・ということは、5000万や1億の保険に入れというのではなく、本人が損害賠償出来ない場合は認定を取消す。とした方がよいのではないか。(小倉)
- ・「AJに責任が及ぶようになった場合は認定を取り消し、以後参加出来ない」という内容の文言を入れます。(岩本)
- ・本人が死亡したような自損の場合をどうするのか。(大谷)
- ・この件については弁護士と話した。誓約書を書いてもらっているが法的には大した効力はない。心配なら参加者に連帯保証人を付けて印鑑証明つけて出してもらおうか。しかし個人が納得して参加しているのにそこまでするかという問題もある。(岩本)
- ・自損については皆さんの判断にお任せしますが、クラブ毎に参加条件を決めたり、クラブが保険を掛けてそれを参加費に上乗せするのは良くない。(岩本)
- ・SR600については個人が決めて走るので責任を持たなくて良い。(岩本)
- ・スタッフの保険はどうなるのか。(長勢)
- ・主催者保険で対応しますが、金額が確定しないと出ません。(岩本)
- ・スタッフが車で事故を起こした場合はどうなるのか。(長勢)
- ・参加費に上乗せはできません。スタッフが車で事故を起こした場合は個人の車の保険で対応してください。(岩本)

**結論-従来のAJ会員の団体保険、非会員のスポット保険は止める。自己責任での保険額は5000万以上。**

## 〈議題内容〉

### 3) 正会員の入会金金額

**結論-正会員の入会金は保留。**

- ・ 今度からAJの会員番号がなくなりますね。(井出)
- ・ 600007については、誰でも使ってもいいことにしたらよいのではないか。(岩本)
- ・ それは良いが、会員番号がなくなると参加者の特定ができなくなる。(井出)
- ・ 小倉さんから会員記録管理が煩雑になると聞いている。(柳沢)
- ・ 現在1300人くらいは番号があるが、1回のBRMで一般の参加者50名の参加があると検索が大変。(小倉)
- ・ SR5000やSR10000等のチェックをする為のデータベースが必要。(柳沢)
- ・ 終身番号があれば助かる。(小倉)
- ・ AJ会員になりたいが自分で保険に入っているのだから8000円も払いたくない。という人もいたので募集しますか(岩本)
- ・ そうすると一般社団法人の準会員募集ということになる。(柳沢)
- ・ 例えば、「来年から一般社団法人オダックス・ジャパンは準会員を募集します。従来の任意団体の保険はありません。但し、準会員になることによって終身の番号を得られます。データベースを作った暁には、その番号でSR5000やSR10000の申請書類を作るときに便利になります。」とするのはどうか。(柳沢)
- ・ 来年以降は準会員の募集はするのか。
- ・ 継続的にやっていく。(岩本)
- ・ 通年で募集すれば良い。(柳沢)
- ・ 会員募集については後で考えます。(岩本)
- ・ 金額をどうするか。(岩本)

**結論-準会員は1000円で終身番号制にする。**

#### 〈議題内容〉

#### 4) 正会員の入会認可方法

**結論-正会員の入会認可方法は、社員の総意で、最終責任は理事一任とする。**

#### 〈議題内容〉

#### 5) BRM参加費の上限の決定。

- ・ 来年はとりあえず、1500円以下。岩本会長の提案です、決定事項ではない。
- ・ そのうち500円(これも岩本会長の希望)をAJに支払う(会費として)。
- ・ 各主催者で金額の提示をしてもらい、議決したいと思います。
- ・ これでAJに剰余金ができるかどうかはわかりませんが、今現在剰余金があります。
- ・ またACPから参加費は安く警告されてることも考慮して金額を要望してください。

- ・ 各主催クラブからAJに支払う金額は、エントリー1人につき(DNS、DNFを含めて)500円かどうか。(岩本)

- ・ 500円の根拠は何か。DNSはを除くべきではないか。(加藤)
- ・ DNSはを除くと計算が複雑になる。(岩本)
- ・ AJに支払う金額を決めて議論したらどうか。(柳沢)
- ・ 1500円にしたら良いと思う。(加藤)
- ・ 先日計算してみました。来年の見積もりですが、メダル代を除きますが、認定料などを差し引いてユーロが高い時(1ユーロ約170円)の計算で会長案の500円徴収なら220万円残ります。300円徴収で1ユーロ130円で計算すると120万円残る。(柳沢)
- ・ 意図的に余剰金を減らす方向で計算して良いのか。(東)
- ・ メダル代はいくらにするか。(岩本)
- ・ AJへの支払いでメダル代を1000円として差益が出たら課税対象となる。AJへの支払いは時価とする。BRM参加費の中からAJへ支払う会費は200円とすれば良い。(柳沢)
- ・ 埼玉はメダル代を独自に決めたい。(清水)
- ・ それは駄目。(岩本)
- ・ メダル代については1000円とする。
- ・ では、参加費はいくらとするか。(岩本)
- ・ 2000円から1500円にすることをどう考えているのか。(大谷)
- ・ 参加費は15ユーロ以内ということをACPから言われている。(柳沢)
- ・ 何故このタイミングで下げるのか。各クラブの判断で良いのではないか。極力安くするという確認を理事会でしておいて各クラブで判断すべき。(柳沢)
- ・ 1000kはどうするのか。(岩本)
- ・ 600kまで15ユーロで、極力安くすべき。(柳沢)
- ・ 他の国の事情はどうなっているのか。もっと高いのではないか。(大谷)
- ・ アメリカは200kの場合5～8ドルまで。それ以上は100キロ毎に5ドル加算する。従って600kは20ドル。台湾の場合、1000kは6000円、400kは4000円、300kは3000円、200kは2000円となっており外国人も全て同じ額。(稲垣)
- ・ 運営可能な金額にする。赤字が出るのはまずい。(川野)

**結論**-従来通り600kまでは2500円以下。1000kは各クラブで決定して良い。ただし極力安くすること。AJへの支払いは300円。参加者から徴収するメダル代については1000円とし、AJへの支払いは時価とする。

## 〈議題内容〉

### 6) スタート・クローズの時間

- ・ ACPのルール違反をそのままにはできません、正常にもどすべきです。
- ・ 理由にこれ以上も以下もありませんし、それ以外は認められません。
- ・ 30分にして、17.14k(なんとかルールクリアー)ではどうか？ という要望は受けませんが。

- ・現在のスタート・クローズ30分はACPに認められているものなのでこのままにして欲しい。(清水)
- ・現状の30分は違反なのでACPのルールに戻すべき。(岩本)
- ・以前の理事会の中で30分にして欲しいとの要望があって議論した結果、30分にすることで可決した。ACPの了承も得ているローカル・ルールなのでルール違反ではない。それをルール違反だとすると会長が変わる度にルールが変更され、BRMの主催者や参加者に影響がでてしまうのではないか。(柳沢)
- ・川野さんACPに確認を取ってみてください。(岩本)
- ・現状の30分をACPで既に認められています。(川野)

**結論-現状のまま30分とする。**

### 〈議題内容〉

#### 7) 北海道1200kmへのAJからの補填

- ・まず北海道の要望(金額と理由)を聞き、理事の意見を聞き、決議したいと思います。

〈理由〉

RMの1200kオーバーは通常の1000kまでとは違います。海外からの参加者が楽しみにしていますし、どんな用意があるのか期待もしています。ほとんどがコンビニチェックや宿泊施設は自分で考えろなんてことは一度も経験したことも聞いたこともありません。どこにもそんな規則はないからと日本だけが1000kの延長でやっていい理由にはなりません。

日本を代表する1200kとして成功してもらいたいからです。

- ・金額の要求はしないが、余剰金があれば使わせていただきます。理事会の決議に従います。(長勢)
- ・ボランティアに金がかかるので、補填はボランティア費用として使ったら良いのではないか。(東)
- ・4年に一度開催するとした場合、4年後AJに金がなく出ないのでは困る。1200kを開催する場合は「いくら」として決めた方が良い。参加費でまかなうのが基本と考える。(柳沢)
- ・海外では高い場合がある。ただ、海外とは違うので海外と同じにするには無理があるし限度もある。(岩本)
- ・AJを当てにするものではないのではないか。(加藤)
- ・そのとおりだがある程度支給してもよいのではないか。(岩本)
- ・ブルベの基本は自分の金と体力が基本。イベントの前の歓迎会、食事は自己負担が良い。できるだけ質素が望ましい。それが原則と思う。(加藤)
- ・そのような計画内容で詰めている。(長勢)
- ・神奈川が反対するのも加藤さんと同じ考え。(本多)

**結論-保留とする。**

### 〈議題内容〉

#### 8) SR600のコースについて

- ・SR600を実施しているのは現在6カ国。参加している人は多いがメールで個別に対応している。(稲垣)

- ・ R10000の為に作ったようなところもあり、他国からどう見られているか、という問題もあり1年間様子を見る。(稲垣)
- ・ フランスでも少ないのに日本で100名超取得して大丈夫かという心配もある。(岩本)
- ・ 他国からどう見られているかという危惧する理由がわからない。(清水)
- ・ 昨年は4つのコースを申請したが、1つはコースがダブっていた。フランスでは有名なコースもあるし、それとは全く違うコースもある。考え方の中で、BRMはタイムオーバーしないように作るが、タイムオーバーするように作ったり、また楽しめるコースを作っている。BRMでは作っていないコースがフランスではあるが日本にはない。(稲垣)
- ・ ルールにはそんなことは書いてない。稲垣さんの個人的な意思ではないか。どういうコースだったらふさわしいのか。理事会で議論しましょう。(柳沢)
- ・ 稲垣さんの問題意識がわからない。(鈴木)
- ・ 議論を止めているのではないか。(清水)
- ・ コースを作ることを駄目としているのではない。100人が行ったことについて対外的にどうなのか。ということ。(稲垣)
- ・ ソフィアさんは、各コースは自慢のコースであると。(川野)
- ・ 5つ6つ申請してみますか。(岩本)
- ・ 通ると思う。(川野)
- ・ 対外的に意識する内容が解らない。(柳沢)
- ・ SR600はパーマメントだが、BRMとは違うカテゴリー。パーマメント300k、400kをやってからSR600へ行けというのは違うのではないか。(加藤)
- ・ 一度理事会で話し合っ欲しい。(清水)

結論-MLで流す。

## 〈議題内容〉

### 9) AJによる震災復興への取り組みについて。

- ・ 今年度のAJ認定距離に単価を掛ける。どんぶり勘定だが、10年で300万の寄付はどうか。(鈴木)
- ・ 寄付はどこかの団体を選ぶ。(鈴木)
- ・ 団体に寄付は疑問もある。例えば東北で1200をやって地元で金を落とすやり方が良いのではないか。(岩本)
- ・ 福島各業者を使うのが良いのではないか。例えばジャージを作ったり。(岩本)
- ・ それは少し違うと思う。(鈴木)
- ・ 参加者一人あたり100円寄付する方が地道に続けられる。(加藤)
- ・ ACPポイントをもとに寄付金額を算出して寄付するとか。(柳沢)
- ・ 喜んでもらえなければ意味がない。(岩本)
- ・ 社団法人的には問題ないのか。(川野)
- ・ 問題ない。(岡松行政書士)

結論-MLで流す。

#### 〈議題内容〉

##### 10) 2014開催コースについて

- ・ 全てのACP申請が終了しました。200k=69、300k=39、400k=36、600k=33、1000k=7、1200=(北海道)、フレッシュ=(神奈川)。順次取得を念頭にバランスを考えると、300kが少ないので再来年は考慮して欲しい。(柳沢)
- ・ 主催者で一度チェックしてもらえるようにします。(柳沢)
- ・ これをGOしても良いのか。1200kについてはどうするのか。(長勢)
- ・ 1200kについては確認します。(柳沢)

#### 〈議題内容〉

##### 11) 会計報告

- ・ 2012年の会計報告があった。
- ・ 2013年の収支中間報告及び今後の収支見込についての報告があった。
- ・ 伊藤さんから会計監査報告は適正だったという報告があった。

#### その他

- ・ SE竹内さんから来年もシステムについては大きな変更はない旨の説明。及び参加者からの問い合わせがあるのでできれば参加者に開放して良いメールアドレスを教えて欲しい。と要望があった。

結論-SEについて詳細は改めてMLで流す。

- 
- ・ ブルベ向けのジャージを作るのなら、WAVE ONEより安く作るという業者あり。連絡していただければカスタマイズ可能です。(菅田)
  - ・ フランスの方が、ブルベではないがブルターニュ100~150キロを3週間かけて走るイベントを開催予定。PBPの時に発表したいとの事。連絡来たら皆さんにお知らせします。(菅田)
  - ・ 発表しても良い情報は自分のクラブの事だけです。(岩本)

#### 新規BRM主催者の紹介と承認

- ・ AJ長崎の石川代表、R熊本の長友代表、AJたまがわの大谷代表が紹介されそれぞれAJ理事として承認された。

以上 17:00閉会